

## 令和3年4月1日から、金属アーク溶接等作業で発生する『溶接ヒューム』は、特定化学物質等障害予防規則の規制対象となります。

溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う作業については、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者（施行期日：令和4年4月1日から（経過措置））を選任し、当該主任者に以下の事項を行わせる必要があります。

### 〈特定化学物質障害予防規則第28条 特定化学物質作業主任者の職務〉

- 1 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること。

### 必置資格として、『特定化学物質作業主任者』は計画的に取得してください！

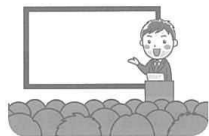
当協会では『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を増設して開催予定ですが、需要の高い講習会となりますので、計画的且つ早めの受講をお願いします。

※ 準備期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

また、**企業、協会及び団体等のご要望に応じた『出張講習は概ね100人まで』対応いたしますので、お問合せください。**

#### 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習カリキュラム

- 1) 健康障害及びその予防措置に関する知識……4時間
- 2) 作業環境の改善方法に関する知識……4時間
- 3) 保護具に関する知識……2時間
- 4) 関係法令……2時間
- 5) 修了試験……1時間



#### 修了証の交付

講習会修了試験合格者には「労働安全衛生法による技能講習修了証」を発行します。

**公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 事業部 045-662-5965**

### 厚生労働省 『溶接ヒューム』に係る新たな規制に関するQ&Aから抜粋

#### Q1

『金属アーク溶接等作業』とは、具体的にどのような作業をいうのか。  
TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG）、プラズマガス溶接は含まれるのか。

#### A1

「金属アーク溶接等作業」は、特化則第38条の21の規定により通達月22日で示しており、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングがすべて含まれ、TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG）、プラズマアーク溶接も対象となります。

一方、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは対象ではありません。

#### Q2

溶接ヒュームが特定化学物質になることにより、新たに特化作業主任者の選任が必要となるが、これについて、事業場によってはアーク溶接作業自体を一時的なメンテナンス等「稀に」しか行わないケースがある。このような常時溶接作業を行わないような場合でも特化作業主任者の選任が必要となるのか。

#### A2

特定化学物質作業主任者の選任は対象の作業頻度の程度によって選任の例外が認められてはならず、稀であってもアーク溶接作業に労働者を従事させる場合は同作業主任者の選任が必要となります。

#### Q3

特定化学物質作業主任者は、金属アーク溶接の作業場所ごとに、作業員の中から有資格者を選任する必要があるのか。どのくらいの範囲か、作業クルーを統括する人が持つ必要があるか。

#### A3

特化物作業主任者の職務としては、金属アーク溶接等作業の方法を決定し、労働者を指揮することや、呼吸用保護具の使用状況を監視することが必要となります。このため、事業者は、その職務が十分に遂行できる者に対して、事業場での当該金属アーク溶接等作業の規模を勘案して、選任していただく必要があります。